

令和6年12月26日開催

令和6年度
燕市農業委員会第10回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第 10 回総会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 26 日（木曜日）
午後 1 時 30 分～午後 2 時 4 分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員（24 名）

1 番 小川 芳秀	11 番 矢澤 実	23 番 小杉 祥子
2 番 片桐 正敏	12 番 荻原 一郎	24 番 三浦 哲郎
3 番 和田 正春	13 番 藤田 浩介	25 番 澁木 誠治
4 番 遠藤 忠夫	14 番 長谷川 治仁	26 番 江口 保
5 番 瀬戸 一義	15 番 山浦 博	
6 番 阿部 恵作	18 番 玉木 美奈子	
7 番 山田 直子	19 番 澤口 隆行	
8 番 岩野 稔	20 番 土田 喜七	
9 番 山崎 登美雄	21 番 五十嵐 博子	
10 番 江辺 耕一	22 番 笹川 勇雄	

4. 欠席委員

欠席 0 名

欠員 2 名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について

報告第 22 号 農地転用事実確認願について

報告第 23 号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 52 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 54 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 55 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 56 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野 見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

12 番 荻原 一郎 13 番 藤田 浩介

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	本日の総会の委員の欠席はありません。 各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。 なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。 総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 24 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。
議 長	只今より、燕市農業委員会第 10 回総会を開会致します。 それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。 議長の指名に一任願えますでしょうか。 (異議なしの声)
議 長	それでは、議長として次の 2 名を指名致します。 議席番号 12 番 荻原 一郎 委員及び 議席番号 13 番 藤田 浩介 委員にお願いします。
議 長	次に、日程 3 の会長報告についてであります。 会長報告第 21 号から第 23 号を事務局に一括して報告を求めます。
事務局	会長報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。議案につきましては、事前配布してございますので、各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。
事務局	初めに小作権の解約であります。 受付番号 92 番 米納津の田、1 筆、991 ㎡、売買に伴う小作権の解約であります。
事務局	次に利用権の解約であります。 受付番号 93 番 杉柳字杉柳の田、1 筆、1,021 ㎡、売買に伴う利用権の解約であります。 利用権の解約は、4 件、9 筆、8,487 ㎡となります。
事務局	次に農協転貸の解約であります。 受付番号 97 番 東太田字下小屋場の田、計 12 筆、6,102.7 ㎡、耕

	作者の変更に伴う利用権の解約であります。 農協転貸の解約は、26 件、86 筆、118,565.7 m²となります。
事務局	続いて、中間管理事業の解約であります。 受付番号 123 番 長辰字長崎の田、1 筆、218 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。 中間管理事業の解約は、11 件、48 筆、60,831 m²となります。 合意解約の総合計は、42 件、144 筆、188,874.7 m²となります。
事務局	続きまして、会長報告第 22 号「農地転用事実確認願について」であります。 受付番号 5 番 杉名字杉名の田畑、計 3 筆、186.57 m²、転用目的は 自用住宅建築敷地、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 131 号、令和 6 年 12 月 5 日であります。
事務局	続きまして、会長報告第 23 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。 受付番号 13 番 八王寺字川前の畑、計 2 筆、462 m²、現況地目は農地、転用許可等の有無は有り。昭和 47 年 11 月 27 日、新潟県指令巻農地第 6868 号、農地法 5 条、住宅建築敷地。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。
事務局	受付番号 14 番 二階堂字家ノ脇の畑、1 筆、512 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。
事務局	受付番号 15 番 花見字居掛下の田、1 筆、214 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。 質問等ありましたらお願い致します。 (質問なし)

議 長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 19 番 八王寺字苗代の田、1 筆、601 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 20 番 佐善字堤外の畑、1 筆、33 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 21 番 佐善字切替の田、1 筆、413 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 22 番 新堀字中島野の畑、計 2 筆、592 m²、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 4 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 23 番 道金字中曽根の田、1 筆、1,021 m²、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 5 頁をご覧ください。 以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 12 月 20 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	12 月 20 日、午後 1 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、出席委員 12 名による審査を行いました。審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」5 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより

議 長	審議をお願い致します。
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 52 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 52 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号 6 番 八王寺字川前の畑、計 2 筆、462 m²、当初計画では住宅を建築する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅を建築するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	それでは議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につい

議 長	て」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 55 番 桜町字小屋場の畑、1 筆、343 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 7 月 14 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧ください。 結婚を機に、交通の便もよい当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 56 番 佐渡字向川原の畑、計 2 筆、273 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 7 月 14 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。 当該地の隣接地で事業を行っており、事業所付近である当該地に住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 57 番 花見字堤下の畑、1 筆、105 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 6 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9 頁をご覧ください。 今後の子育てのことを考慮し、妻の実家に近い当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 58 番 八王寺字川前の畑、計 2 筆、462 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号 6 番で説明した

事務局	案件であります。 家族が増え、現在の住居が手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第54号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第54号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号50番 米納津の田、計2筆、7,299 m²、移転時期は令和7年1月23日、対価は〇円、引渡し時期は令和7年1月31日。位置図は議案資料の10頁をご覧ください。
事務局	受付番号51番 佐善村新田字佐善浦の田、計3筆、9,000 m²、移転時期は令和7年1月23日、対価は〇円、引渡し時期は令和7年1月31日。位置図は議案資料の11頁をご

事務局	覧ください。
事務局	受付番号 52 番 牧ヶ花字上川原の畑、1 筆、168 m ² 、移転時期は令和 7 年 1 月 23 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 7 年 1 月 31 日。位置図は議案資料の 12 頁をご覧ください。
事務局	続いて利用権設定であります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 53 番 下栗生津字上組の田、1 筆、3,000 m²、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります。以下、対価はお読み取り下さい。
事務局	受付番号 54 番 高木の田、1 筆、4,280 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります
事務局	受付番号 55 番 栗生津字山王の田、計 3 筆、10,434 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 56 番 高木の田、1 筆、6,196 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 57 番 栗生津字山王の田、1 筆、495 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 58 番 高木、他の田、計 2 筆、11,833 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 59 番 栗生津字山王の田、計 2 筆、5,875 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 60 番 上河原字中江、他の田、計 2 筆、8,084 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 27 日までの 10 年になります。
事務局	受付番号 61 番 庚塚の田、1 筆、8,430 m ² 、設定期間は令和 11 年 12 月 27 日までの 5 年になります。
事務局	受付番号 62 番 横田字中筒東川原、他の田畑、計 14 筆、5,944

事務局	m ² 、設定期間は令和 7 年 12 月 27 日までの 1 年になります。
事務局	再設定を含む利用権設定の合計は、13 件、80 筆、83,518 m ² となります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転 3 件、利用権の新規設定 10 件、再設定 3 件、異議がなかった事を報告します。
事務局	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 55 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 55 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 171 番 東太田字上枯木の田、計 7 筆、3,572 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年、対価については記載のとおりですので、お読み取りください。

事務局	10年の公社借入は、75件、583筆、850,678.63㎡となります。
事務局	8年の集積計画であります。 受付番号246番 米納津字野附、他の田畑、計47筆、26,998㎡、 設定期間は令和15年4月5日までの8年になります。
事務局	8年の公社借入は、3件、54筆、44,245㎡となります。
事務局	5年の集積計画であります。 受付番号249番 大保字乗出の田、計2筆、2,042㎡、設定期間は 令和11年12月31日までの5年になります。
事務局	5年の公社借入は、3件、15筆、22,174㎡となります。
事務局	続きまして、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。 受付番号111番 東太田字上枯木の田、計7筆、3,572㎡、設定期 間は令和16年12月31日までの10年であります。
事務局	10年の公社貸付は、27件、583筆、850,678.63㎡となります。
事務局	8年の集積計画であります。 受付番号138番 米納津字野附、他の田、計47筆、26,998㎡、設 定期間は令和15年4月5日までの8年になります。
事務局	8年の公社貸付は、2件、54筆、44,245㎡となります。
事務局	5年の集積計画であります。 受付番号140番 大保字乗出の田、計2筆、2,042㎡、設定期間は 令和11年12月31日までの5年になります。
事務局	5年の公社貸付は、4件、15筆、22,174㎡となります。
議 長	なお、関係委員の案件として、公社借入の受付番号177番に澤口委員、公社貸付の受付番号111番に矢澤委員、127番に玉木委員、132番に江口委員の案件があります。 説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である公社借入受付番号177番、公社貸付受付番号111番、127番、132番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

土田委員長	審査の結果、関係委員の案件 4 件を除く、農地中間管理事業の集積計画公社借入 80 件、公社貸付 30 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 11 番 矢澤実委員、18 番 玉木美奈子委員、19 番 澤口隆行委員、26 番 江口保委員は退室願います。 (関係委員 退室 午後 1 時 59 分)
議 長	それでは、関係委員の案件である公社借入受付番号 177 番、公社貸付受付番号 111 番、127 番、132 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、公社借入受付番号 177 番、公社貸付受付番号 111 番、127 番、132 番について、異議がなかったことを報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。

	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 2 時 2 分)
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	次に、議案第 56 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
議 長	議案第 56 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。 利用権の移転であります。 受付番号 10 番 雀森字江流、他の田、計 16 筆、22,484 m²、残期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 8 年であります。
事務局	受付番号 11 番 吉田吉栄字苗代割、他の田、計 39 筆、29,825 m²、残期間は令和 10 年 4 月 5 日までの 3 年であります。 説明は以上です。
事務局	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
議 長	審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の 2 件、意見は特になかった事を報告致します。
土田委員長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事

議 長	に決しました。 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 54 号、第 55 号の案件につきましては、<u>12 月 27 日</u>の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後 2 時 4 分)
-----	--

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 12 月 26 日

総 会 議 長 和田 正春

議事録署名委員 萩原 一郎

議事録署名委員 藤田 浩介
